

史跡
山居倉庫
保存活用計画

(素案)

第1-3章

2023

酒田市教育委員会

例 言

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	■	第8章 活用	■
1 計画策定の沿革・目的	■	1 方向性	■
2 計画の構造	■	2 方法	■
3 計画策定の体制と経過	■		
4 関連計画との関係	■	第9章 整備	■
5 計画の実施	■	1 方向性	■
		2 方法	■
第2章 史跡の概要	■		
1 指定に至る経緯	■	第10章 運営・体制の整備	■
2 指定の状況	■	1 方向性	■
(1) 指定説明文とその範囲	■	2 方法	■
(2) 指定に至る調査成果	■		
(3) 指定地の状況	■	第11章 施策の実施計画	■
(4) 既往の現状変更	■		
		第12章 経過観察	■
第3章 史跡の本質的価値	■	1 方向性	■
1 史跡の本質的価値	■	2 方法	■
2 新たな価値評価の視点	■		
3 構成要素の特定	■		
第4章 現状・課題	■		
1 保存（保存管理）	■		
2 活用	■		
3 整備	■		
4 運営・体制の整備	■		
第5章 大綱・基本方針	■		
1 大綱	■		
2 基本方針	■		
第6章 保存（保存管理）	■		
1 方向性	■		
2 方法	■		
第7章 周辺環境の保全	■		
1 方向性	■		
2 方法	■		

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革



(2) 計画の目的

本計画は山居倉庫の本質的な価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や現状変更等の取扱い基準、運営体制等を定めるとともに、今後計画される各種活用整備の推進を目的として策定する。

写真 1- ■ ■■

2 計画の構造

本計画の構成・構造、各章の内容を表 1-1 に示す。

表 1-1 計画の構造

計画策定について		
第1章	計画策定の沿革・目的	計画策定の沿革・目的、計画の構成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画との関係、計画の実施時期等について述べる
史跡の現状について		
第2章	史跡の概要	指定に至る経緯、調査成果、史跡がおかれる環境・状況を整理し、史跡の概要について述べる
第3章	史跡の本質的価値	史跡の構成要素と本質的価値を特定し、山居倉庫の文化財価値と保存すべき範囲を明確にする
第4章	現状・課題	史跡の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行う
保存活用計画の基本方針		
第5章	大綱・基本方針	前章までを踏まえ、本計画の大綱と基本方針を定める
保存活用計画の詳細		
第6章	保存（保存管理）	史跡を構成する諸要素の保存管理方法を示すとともに、前章までに整理した課題を解決するための施策について明示する。また、諸要素の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令等について整理を行う
第7章	周辺環境の保全	指定地の周辺環境を保全するための方向性及び具体的方法について示す
第8章	活用	史跡の活用を図る上での方向性及び具体的方法について示す
第9章	整備	保存・活用に向けた整備を実施する上での方向性及び具体的方法について示す
第10章	運営・体制の整備	史跡と周辺環境を一体的かつ円滑に保存管理・保全する観点から、運営・体制の整備・拡充の方向性及び具体的方法について示す
行動指針		
第11章	施策の実施計画	前章までに定めた施策を実現するための行動指針・計画を示す
第12章	経過観察	史跡への負の影響や、実施した施策の評価のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する

3 計画策定の体制と経過

(1) 計画策定の体制

保存活用計画策定にあたっては、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、地域活性化、サービス産業、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業を展開する企業で構成される「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」（以下：「策定委員会」とする。）を設置し、史跡の保存活用計画策定に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。

策定委員会には文化財担当として文化庁文化財第二課、山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課、河川管理担当として山形県庄内

写真 1- ■ ■ ■

総合支庁建設部河川砂防課から専門職員をオブザーバーとして派遣していただいた。また、現所有者・管理者として全国農業協同組合連合会山形県本部、庄内倉庫株式会社、庄内みどり農業協同組合、港南コミュニティ協議会からも職員を派遣していただいた。

策定委員会の事務局庶務は酒田市教育委員会教育文化課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定委員会前までに市関係各課による庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画内容について検討・協議を行った。

表 1-2 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 名簿

	氏名	職名	
委員長	田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	
副委員長	清野 誠	酒田市文化財保護審議会委員	
委員	北野 博司	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	
	平山 育男	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	
	崎谷 浩一郎	株式会社 EAU 代表取締役	
	井上 裕太	株式会社 ANA 総合研究所 主席研究員	
	荒木 真司	ユアマイスター株式会社 営業部マネージャー	
	佐藤 俊博	株式会社テーブルビート 代表取締役	
	宮崎 和幸	酒田市 企画部長	
	河村 玲	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長	
	山科 沙織	The Hidden Japan 合同会社 代表	
	渡部 佐界	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長	
オブザーバー	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	
	渡部 英	山形県環境文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 文化財振興主査	
	佐々木 英之	全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長	
	太田 政士	庄内倉庫株式会社 代表取締役	
	佐藤 裕	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	
	菊池 昭雄	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長	
	小野 英男	港南コミュニティ振興会 会長	
事務局	鈴木 和仁	酒田市教育委員会教育長	
	池田 里枝	酒田市教育委員会教育次長	
	阿部 勉	酒田市上席専門員	
	阿部 武志	酒田市教育委員会社会教育文化課	社会教育文化課長
	村井 重良		社会教育文化課長補佐
	川島 崇史		文化財主査兼文化財係長
	渡部 裕司		文化財係 主任
	阿部 貴之		文化財係 主事
	柿崎 智之		文化財係 主事
村上一也	文化財係 主事		

表 1-3 史跡山居倉庫保存活用計画 策定の経過

期日		項目	協議内容
令和3年	10月26日	第1回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会	関連計画について 史跡等の概要について 史跡等の本質的価値について 現状について
	12月27日	酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議	大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について 今後のスケジュールについて
令和4年	2月15日	第2回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会	大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について
		酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議	
		第3回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会	
		酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議	
		第4回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会	
		パブリックコメント	
令和5年		地元説明会・事業者説明会の開催	
		酒田市史跡山居倉庫保存活用計画関係部課長会議	
		第5回 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会	
		史跡山居倉庫保存活用計画策定	

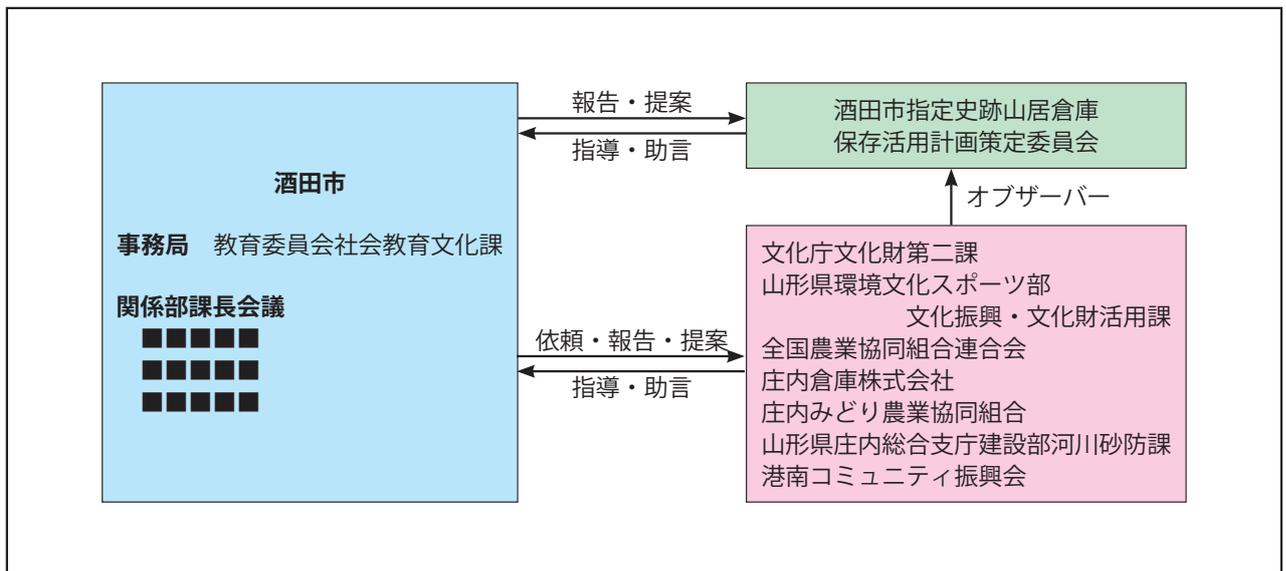


図 1-1 保存活用計画策定の体制図

4 関連計画との関係

本計画は、当市の文化財保護・文化振興・観光計画・景観計画・都市計画・地域創生・河川整備等に関する施策について記載した上位・関連計画の理念や基本方針にもとづき、山居倉庫の保存・活用のあり方を示すものである。

「酒田市総合計画」には

- ・(第1章) 本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財の保存と活用
- ・(第3章) 歴史、伝統、食・食文化、自然環境の活用による交流拡大
- ・(第5章) 歴史的・文化的景観の保全・形成
- ・(第6章) 山居倉庫が所在する中心市街地の魅力と賑わいを創出するまちづくり

等に関する指針が記載される。

同計画(第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田)及び「第2期(2020年度～2024年度)酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本目標Ⅳ:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち)においては、「旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施」が具体的な施策として挙げられており、「酒田商業高校跡地活用基本構想」では、山居倉庫の史跡指定後の取組み(保存活用計画策定、市の取得と活用)と山居倉庫周辺エリアの活用整備に向けた基本理念・方針が定められている。

このほか、「都市計画マスタープラン」では「酒田港本港・山居倉庫周辺地区」が観光・交流拠点として、「酒田市景観計画」では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域として位置づけられ、山居倉庫の保存・活用と周辺エリアの整備は市政にとって重要な位置付けにある。

以下に関連計画の抜粋を挙げる。

酒田市総合計画(平成30年策定)

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田 ～ひとづくり・協働～

政策4 学びあい、地域とつながる人をはぐくむまち①

○今後の方向性と主な施策

本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財等の保存と活用を図ります。

- ・文化財保存活用計画の策定

第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田 ～交流拡大～

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうろうま

○今後の方向性と主な施策

有名観光地とは異なるアプローチで「ウリ」や「ターゲット」を明確にし、誘客促進につなげ、地域に経済効果をもたらします。

- ・歴史、伝統(おもてなしの文化、日本遺産等)、食・食文化(むきそば、地酒、ラーメン等)、自然景観(鳥海山・飛島ジオパーク等)の活用

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

○今後の方向性と主な施策

自然環境や歴史的・文化的な景観の保全・形成を進めるとともに、景観に関する市民意識の向上に努めます。

- ・景観形成重点地域の指定と景観づくりに対する取り組みへの支援
- ・景観形成に資する重要な道路における無電柱化に向けた取り組み

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 都市機能が強化され、賑わう酒田 ～都市機能・生活インフラ～

○ 今後の方向性と主な施策

中心市街地において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図りエリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

- ・旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施

都市計画マスタープラン【平成30年策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地（中心拠点）

【拠点】酒田港本港・山居倉庫周辺地区（観光・交流拠点）

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・交流拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化するとともに、にぎわい・親水機能を生み出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいべき位置にあることから、周辺一帯の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 (2) 景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○ 酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を生かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成された町人文化を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区を含めて、歴史的、文化的景観を大切に景観づくりを進めます。

酒田市景観計画【平成20年策定、平成29年変更】

5. 良好な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

①酒田の象徴的な歴史的、文化的景観を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切に景観づくりを進めます。

11. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特徴を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

- 山居倉庫周辺地区（平成20年4月指定）

酒田市立地適正化計画【平成31年策定】

3. まちづくりの方針等

① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち（居住の視点）

中心市街地（中心拠点）【市街地ゾーン】

歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

- ・中心市街地の住宅地（中心住宅市街地）は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択してもらえる居住環境の形成を進めます。

酒田商業高校跡地活用基本構想【令和3年策定】

1. 本市の中心市街地の課題と方針

1-5. 山居倉庫の史跡指定について

(3) 史跡指定後の取組み

① 保存活用計画策定

- ・史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。

② 山居倉庫の取扱と活用

- ・山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。

2. 商業跡地の概要と方針

2-5. 商業跡地の基本理念・方針

(1) 基本理念

「おうこらいせん往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心となって紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつないでいくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

- ① 来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。
- ② 庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能（回遊性）の強化を図る。

第2期（2020年度～2024年度）酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和2年策定】

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標II：ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大

(1) 観光の振興、交流及びシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、

地域経済の活性化を図ります。

2019年（平成31年）3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民泊等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

○ 酒田観光戦略推進協議会による誘客促進

- ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公園、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標Ⅳ：地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進

(1) 魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用しあつた公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとでの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を創出します。

中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、移住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な事業】

○ 都市機能の再生

- ・酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

二級河川新井田川水系河川整備計画【平成19年度策定】山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画（平成8年3月策定）」（以下：環境管理計画）に基づき実施してきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行っていきます。さらに地域住民・沿川住民の要望などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観・歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備と行うとともに、次の事項に配慮します。

(3) 景観

古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川環境について可能な限りその維持・形成に努める。

(4) 河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺環境や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

5 計画の実施

① 策定年月日

令和5年(2023)3月■日

② 実施・発効年月日

令和5年(2023)4月1日

③ 計画期間と見直し

本計画は令和5年(2023)3月に策定され、同年4月から実効する。計画期間は定めず、学術的な調査研究の進展、関係法令・社会情勢の変化、継続的な経過観察を通じて把握する現状・課題の変化、本市の行政施策における文化財の保護・活用に関する方針等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや改定を行うこととする。

④ 計画の周知

本計画の実施にあたり、酒田市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。

第2章 史跡の概要

1 史跡に至る経緯

山居倉庫は令和2年（2020）11月20日に開催された文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申があり、令和3年（2021）3月26日の官報告示により国史跡に指定された。史跡指定に至る経緯を以下に整理した。

表 2-1 史跡指定に至る経緯

年		月日	経緯
(元号)	(西暦)		
平成 17 年	2005	12 月	文化庁より山形県を通じて重要文化財（建造物）指定に向け、所有者へ説明するため酒田市へ調整依頼がある。
平成 18 年	2006	2 月	県より文化庁が国指定史跡の指定について調査の動きがあるため、随行の依頼がある。
		3 月	文化庁の山下文化財調査官、東北芸術工科大学仲野名誉教授が山居倉庫を視察。国史跡指定に向けて意欲を示す。
		6 月	重要文化財（建造物）の指定に向けて文化庁から調査日程調整の依頼がある。
		7 月	文化庁文化財参事官付北河調査官が山居倉庫を視察する。類例として遊佐倉庫、鶴岡倉庫も視察したほか、国立倉庫も視察する。
平成 19 年	2007	11 月	文化庁の福家主任調査官、山居倉庫を視察する。
平成 20 年	2008	11 月	文化庁の本中主任調査官が山居倉庫を視察する。
平成 22 年	2010	6 月	文化庁の坊城主任調査官（建造物担当）が山居倉庫を視察する。指定したいという意向。 坊城主任調査官から県に対し、指定に向けた調整の依頼があったが、県の文化財保護推進課長としては、重要文化的景観の選定に向かいたい旨の同意を酒田市に求めた。
			県文化財保護推進課長が全農山形へ重要文化的景観事業の取り組みについて説明。全農側は基本的に了解する（これ以降 23、24 年度も協力依頼を行っている）。
平成 29 年	2017	10 月	酒田市長が文化庁佐藤主任調査官と面談する。
平成 30 年	2018	2 月	文化庁と協議を行う。
		6 月	山形県教育庁と協議。
		7 月	文化庁と協議。
		11 月 29 日	第 1 回山居倉庫調査委員会開催 国史跡指定に向け、必要となる調査と今後のスケジュールについて
令和元年	2019	6 月 10 日	第 2 回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況と調査報告書の項目の確認について
		9 月 20 日	第 3 回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況、報告書執筆者の確定について
令和 2 年	2020	3 月 23 日	第 4 回山居倉庫調査委員会開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
		6 月 25 日	第 5 回山居倉庫調査委員会開催 調査報告書及び文化庁への意見具申書の内容について
		11 月 20 日	文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申
令和 3 年	2021	3 月 26 日	官報告示により国史跡に指定された。

2 指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

- 【指定名称】 山居倉庫
- 【指定年月日】 令和3年3月26日（文部科学省告示第44号）
- 【所在地】 山形県酒田市山居町一丁目3番外
- 【指定種別】 史跡
- 【指定基準】 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 【指定面積】 22,454.72㎡
- 【管理団体】 酒田市
- 【解説文】

山居倉庫は、明治26年（1893）株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本化に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所（取引所）は、明治維新直後に一旦禁止されたが、すぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵（新井田倉庫）等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、附属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟（2～7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟）、同27年には敷地南側に倉庫4棟（8～10号、13号）、さらに同28年には倉庫2棟（1・11号）、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟（12号）が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には暴



図 2-1 山居倉庫 位置図

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号
（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稲荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米（乙種預米）に対して入庫伝票（切符）を交付し、流通した伝票は仲買人により10石単位で倉荷証券（米券）にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正4年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は、全国的知名度を有するようになり、さらに、産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽本線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部（JA全農山形）が経営する農業倉庫として2～10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年～大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稲荷神社の参道整備に伴い撤去され空地となっている。11号と12号との間はやや広く空いている。1～10号、及び11～12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の棧瓦葺、平面形式は梁行（間口）が7間半（13.6m）に、桁行（奥行）16間（29.1m）、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に籾殻を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。開口部は正面（東側切妻）中央1か所、側面3か所、また1部に天窗を設けたようであるが、窓及び天窗装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正14年、東宮（後の昭和天皇）の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積み上げられている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつきり、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約3.4メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希有な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研

究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号(689号)」、令和3年(2021)2月文化庁より転載

(2) 指定に至る調査成果

平成3年に山居倉庫のケヤキ並木は、酒田市の保存樹(林-1)に指定された。

平成11・12年度に近代化遺産調査が実施された。

平成14年度には、酒田市が11号倉庫と12号倉庫を購入し、観光施設として整備を行った(酒田夢の倶楽)。施設整備に先立ち、11・12号倉庫の調査が行われた。

平成20年4月、酒田市景観条例に基づき山居倉庫を含む山居倉庫周辺地区は景観形成重点地域に指定された。

平成26年度には、酒田市土木課によって、山居倉庫のケヤキ36本について、根系調査が行われた。

山居倉庫の歴史的経緯については、山形県庄内経済農業協同組合連合会(庄内経済連)の参事を長く勤めた高橋義順によって『山居倉庫と庄内米』(平成9年刊行)としてまとめられている。

酒田市は、平成30年11月に有識者からなる山居倉庫調査委員会を設置し、令和2年7月まで文化庁と山形県教育委員会の指導・助言を得ながら、総合的な学術調査を実施した。そして、令和2年9月山居倉庫建設に至る歴史とその後の変遷、資料等から建造物の変遷過程をまとめた報告書を刊行した。その結果我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることが明らかとなった

(3) 指定地の状況

現在、大正5年までに建設された14棟のうち12棟が残っており、現役の米穀保管倉庫として使用されている。また、12棟のうち1号棟は昭和60年4月に「庄内米歴史資料館」として開館。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、観光施設「酒田夢の倶楽」として整備し、平成16年4月に開館。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいを見せている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウや松、杉が存在する。

指定範囲の西側は、宅地・駐車場が隣接している。

(4) 指定地における法令による規制

本史跡の指定地及び周辺地域は、表 2-1 に示した法令による規制対象地となっている。

① 文化財の現状変更に関する規制（文化財保護法）

文化財保護法第 109 条により指定された史跡は、同法第 125 条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。なお、指定地は調査を目的とした発掘、または整備事業に伴う発掘が必要な場面が想定される。

② 景観保全に関する規制（景観法・酒田市景観計画・酒田市景観条例など）

酒田市景観計画・酒田市景観条例により、大規模な建築・工作物の新築、増築、改築又は移転、変更が外観の半分を超える修繕、模様替又は色彩の変更については、あらかじめ酒田市長に届出が必要である。

同計画・条例では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。景観形成重点地域内で届出対象行為を行う場合は、市全域の景観形成基準のほか、重点地域の景観形成基準に沿ったもの（歴史や文化に調和した雰囲気があるもの）とする必要がある。

③ 土地売買に関する規制（国土利用計画法・公有地の拡大の推進に関する法律・酒田市土地利用対策要綱など）

市内で特定の土地や一定面積以上の土地の売買等を行う際、取引の当事者は市長への届出が必要である。なお、適用される法令により、届出を要する対象面積、届出の期日（契約の事前・事後）、届出を行う者（売主・買主）が異なる。

④ 都市計画・建築行為に関する規制

（都市計画法・建築基準法・酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例など）

指定地及び周辺地域（河川区域を除く）は都市計画法による市街化区域に該当する。大規模な開発行為は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。建築物を新築や増改築移転する場合は、建築基準法に基づき建築確認が必要である。なお、指定地（三居稲荷神社境内を除く）は大規模集客施設制限地区に指定されており、「大規模集客施設」の建築が禁じられている。

指定地及び周辺地域は、準工業地域または商業地域に区分されており、建築基準法令の規定により地域区分に応じて建物用途が制限される。新井田川対岸（右岸）は準防火地域に指定され、建築物は階数・構造・面積に応じて耐火・防火基準への適合が求められる。

⑤ 河川の利用に関する規制（河川法）

指定地の西～北側に流れる新井田川において、河川区域内で土地の占有、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削、盛土等の形状変更、河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築を行う場合は、所管の県土整備事務所長に申請し、許可を受ける必要がある。

⑥ 港湾の利用に関する規制（港湾法）

指定地对岸となる新井田川右岸は臨港地区であるため、敷地または床面積が一定を超える工場又は事業場の新設又は増築の際は、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要である。また、漁港区に分区され、分区の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることが原則禁止されている。

なお、航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占用）する場合には、各申請書の提出が必要である。

表 2-1 指定地における法令による規制（許可申請・届出等）

主たる法令	対象区域	内容
文化財保護法	指定地	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。
景観法	市全域	「酒田市景観計画」「酒田市景観条例」により、下記地域で以下の行為を行う場合は、あらかじめ市長に届出が必要。 「山居倉庫周辺地区」は景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。
	景観計画区域内 (市全域・景観形成重点地域を除く)	建築物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 工作物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く） ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの（ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く） ③高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増設、改築又は移転 ④高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積 3,000 ㎡を超えるもの ②法面又は擁壁が、高さ 5 m又は幅 30 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する、高さ 5 m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの
	景観形成重点地域内 (山居倉庫周辺地区)	建築物 ①新築、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づき建築確認申請が必要なもの ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの 工作物 ①工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 88 条の規定に基づき建築確認申請が必要なもの又は高さ 6 m若しくは築造面積 300 ㎡を超えるもの（電気供給又は電気通信のための工作物においては、高さ 20 mを超えるものに限る。） ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積 1,000 ㎡を超えるもの ②法面又は擁壁が、高さ 2 m又は幅 10 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する、高さ 2 m又は面積 500 ㎡を超えるもの
国土利用計画法	市全域	市内で 1,000㎡以上の土地の売買等を行うときは、取引の当事者（売買の場合は原則として買主）は、「酒田市土地利用対策要綱」により、3 週間前までに市長への届出が必要。
	市全域	市内で次のいずれかに該当する土地の売買等を行うときは、土地の所有者（売買の場合は売主）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、契約を結ぶ 3 週間前までに市長への届出が必要。 ①都市計画施設の区域内に所在する土地又は、各法で決定又は指定された道路・公園・河川等の区域内に所在する土地で 200㎡以上の土地 ②一定面積以上の土地 (市街化区域：5,000㎡以上) (八幡都市計画区域：10,000㎡以上)

主たる法令	対象区域	内容
国土利用計画法	市全域	市内で次の土地の売買等を行ったときは、土地の権利取得者（売買の場合は買主）は、「国土利用計画法」により、契約をした日から2週間以内に市長への届出が必要。 <ul style="list-style-type: none"> 一定面積以上の土地 （市街化区域：2,000㎡以上） （市街化調整区域及び八幡都市計画区域：5,000㎡以上） （都市計画区域外：10,000㎡以上）
都市計画法 建築基準法	指定地及び 周辺地域 （河川区域 を除く）	都市計画区域 市街化区域 ① 1,000㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。 ② 建築物を新築や増改築移転（防火地域及び準防火地域外において増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く）をしようとする者は、特定行政庁または指定確認検査機関に申請して建築確認を受けなければならない。
	指定地 （三居稲荷 神社境内を 除く）	特別用途地区 大規模集客施設制限地区 「酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」に基づき、特別用途地区内において、建築基準法別表第二（わ）項に掲げる「大規模集客施設」を建築してはならない。 ※条例が施行された時点において、条例（特別用途地区）の制限に適合しなくなった建築物（既存不適格建築）は不適合のまま存続することができる。また、増築及び改築については、諸条件に該当する場合は実施可能。
	新井田川対 岸（右岸）	準防火地域 3階建て以上、または延べ床面積が500㎡を越える建物は、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。 2階建てまでの木造の場合は、外壁や軒裏など延焼のおそれのある部分は防火基準に適合する建材や構造にしなければならない。
		指定地及び周辺地域は下記の区分で用途地域が定められており、用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。 三居稲荷神社境内を除く指定範囲：準工業地域（建ぺい率：60%／容積率200%） 三居稲荷神社境内及び隣接地：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%） 新井田川対岸（右岸）：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%）
河川法	新井田川	次の場合には、河川法により、所管の県土整備事務所に申請し、許可を受ける必要がある。 ① 河川区域内の土地を占用する場合 ② 河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合 ③ 河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合 ④ 河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合
港湾法	新井田川対 岸（右岸）	臨港地区 臨港地区内で敷地面積が5,000㎡以上又は床面積の合計が2,500㎡以上の工場又は事業場を新設又は増築するとき等には、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要。 漁港区 「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により漁港区に分区。分区の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることを禁止している。ただし、公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能。 港湾施設の使用 航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占用）する場合には、各申請書の提出が必要。

第3章 史跡の本質的価値

1 史跡の本質的価値

(1) 指定理由

山居倉庫は明治時代から昭和戦前期まで株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として、庄内米を保管・取引した大規模施設。米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、米穀保管倉庫として使用されている。

明治26年(1893)創建時の倉庫6棟を含む大正15年までに建築された12棟の倉庫、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

(2) 歴史的価値

① 庄内藩の米券(米札)制度

- ・湊町酒田は、江戸時代に江戸の御用商人川村瑞賢が整備した西廻り航路の起点として、上方や江戸に移送する米や物資の集積地・積み出し港となり大きく発展した。
- ・庄内藩では17世紀初めより、年貢米を酒田や鶴岡の蔵に収納し、米札(米券)を発行した。米札はいつでも米と交換できるために、米の売買にも使用され、貨幣のように扱われた。また、米札でなければ蔵出しができないほど厳密な米券制度として確立した。
- ・庄内藩の米札は、米の品質管理を厳密に行ったために信用が高く、庄内藩士の禄米も米札で支給された。

② 山居倉庫の建設へ

- ・明治に入ると新政府の政策により米の品質低下を招き、信用を著しく低下させたが、産米改良や田の乾田化と牛馬耕の奨励、耕地整理などの対策を行ったことにより収穫量、品質ともに向上した。
- ・明治19年(1886)には旧藩主酒井家が中心となり、本間家をはじめとする酒田の商人によって株式会社酒田米商会所が設立され、倉庫での入庫米の品質管理を行い、次第に酒田米商会所取引米の声価を高めていった。
- ・明治26年(1893)の「取引所法」の発布により、株式会社酒田米穀取引所として発足し、付属倉庫として山居倉庫が建設された。

③ 山居倉庫の倉荷証券の価値

- ・山居倉庫では、入庫米に対して倉荷証券(米券)を発行した。この米券は明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていった。この米券の信用を担保していたのは、江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善の成果である。

④ 山居倉庫の支庫

- ・産米改良と土地改良による収穫量も増加したために、山居を本庫として各地に支庫を建設。特に大正期の陸羽西線、羽越本線の開通に伴い、沿線に支庫が展開された。

⑤ 山居倉庫の終焉

- ・昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布により、これまでの米の自由流通から統制流通に組み込まれ、山居倉庫の米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じたが、戦中戦後の食糧管理制度や農地改革によって、米券倉庫から米穀保管倉庫へと役割を変えていき、現在も利用されている。

(3) 建造物的価値

① 山居倉庫の位置

- ・山居倉庫は、酒田市街地の南東を流れる新井田川の左岸、鶴渡川原村山居(現山居町一丁目)に明治26年(1893)に建設された。この場所から新井田川を下ると最上川河口に合流し、すぐに港につながる利便性の高い地点である。当時、米の大量輸送はすべて船によっていたためこの地が選ばれた。

② 山居倉庫の変遷

- ・各倉庫の変遷は明治26年(1893)に2号棟から7号棟の6棟と5号棟と6号棟の間にあった1棟の計7棟、翌明治27年(1894)に、8号棟から10号棟の3棟と新井田川沿いに1棟の計4棟と三居稻荷神社社殿、明治28年(1895)には、1号棟と11号の計2棟が建設され、ケヤキもこの時期に植えられた。
- ・明治30年(1897)には北西のやや離れた地にやや大規模な倉庫が建築され、大正5年(1916)に12号棟が順次建設された。
- ・1～11号棟の規模は120坪で(12号棟は137坪程度)、1棟当たり米約16,000俵(約960,000キロ)を収納した。

③ 米穀倉庫としての特徴

- ・山居倉庫の土地は元々河原だったために約3.6m盛土工事を実施。周囲を石垣で固め、地盤を強固にするため、倉庫の各礎石下に2間(約3.6m)の松丸太杭を打ち込んだために、明治27年の庄内地震でも被害を最小限に抑えている。
- ・平面形式は梁行が7間半(約13.5m)に、桁行16間(約28.8m)。梁行7間半は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。
- ・床は現在モルタル仕上げだが、当時は防湿のために叩き仕上げで、土間の上に粉殻を1尺(約30cm)の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。
- ・開口部は防犯・防湿から1か所。通風換気のために窓や天窓が設けられ、壁面は防湿と防災のために土壁の漆喰仕上げ。当初は倉庫西側背面と同様、板壁で覆われていた。
- ・屋根は二重屋根の置屋根形式とし、建物本体と屋根の間に空気層を設け、断熱を行うなど明治中期までに培った保管技術を基本に、質実で着実な構成である。
- ・同形式を連続的に用いる軸組は、比較的短期な建築を可能とし、単純に米穀を貯蔵するという機能に徹した建物であり、周囲の環境も含め、米穀保管倉庫としての働きを機能化させている点で秀逸な意匠である。

(4) 史跡の本質的な価値

史跡山居倉庫の本質的な価値は、明治26年(1893)創建時の倉庫6棟を含む大正15年までに建築された12棟の倉庫、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稻荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等創業当時以来の建物や景観が良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上でも重要なものであることにある。

2 新たな価値評価の視点

3 構成要素の特定

(1) 構成要素の定義

山居倉庫とその文化財価値は、山居倉庫創立時に行われた造成の遺構、米穀保管倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を日照から保護するための樹木、米穀の舟運に関する指定地及び周辺の自然景観など、様々な要素によって構成されている。

これら山居倉庫の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用の際に付加・整備された諸施設・設備については、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

(2) 構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の4点に分類した。

【指定地内】 ① 本質的価値を構成する諸要素

② 本質的価値以外の諸要素

③ 付加・整備された諸要素

【指定地外】 ④ 周辺環境を構成する諸要素

① 本質的価値を構成する諸要素

山居倉庫の構成要素の中で、昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布(米券倉庫としての終焉)以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものを「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行うものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・指定地の歴史的景観を構成するもの

② 本質的価値以外の諸要素

本質的価値を構成する諸要素以外で、山居倉庫の歴史的・文化的景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。

具体的には、■■■などが挙げられる。

③ 付加・整備された諸要素

史跡指定地内に所在する諸要素で、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付加・整備された諸要素」と位置づける。

④ 周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、または、史跡の活用において、改善・整備が想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形・舗装	1	土地		
		2		地下遺構	
		3	三居稲荷神社	境内（土地）	
		4		参道	
		5	西面石垣	北側（空積）	
		6		南側（練積）	
	建造物	倉庫群	7		1号棟
			8		2号棟
			9		3号棟
			10		4号棟
			11		5号棟
			12		6号棟
			13		7号棟
			14		8号棟
			15		9号棟
			16		10号棟
			17		11号棟
			18		12号棟
			19		倉庫-荷揚場間渡り廊下跡
			20	三居稲荷神社	社殿（本殿・拜殿）
			21		手水舎
			22	事務所棟	
			23	事務所棟-倉庫渡り廊下	
			24	東宮殿下行啓記念研究室	
			25	板倉	
		26	赤場		
	工作物	三居稲荷神社	27		鳥居
			28		社標
			29		燈籠1
			30		燈籠2
			31		燈籠3
			32		玉垣
			33		西面石段
			34	事務所棟	庭板塀
	庭・緑地・樹木	ケヤキ並木	35		ケヤキ
			36		切株
		37	三居稲荷神社	境内樹木（マツ）	
		事務所棟	38		和室南庭園
			39		和室東中庭
		40		裏庭	
	河川・護岸	41	新井田川		
		新井田川護岸	42		法面石垣
			43		法面石垣（モルタル補修済）
		44		護岸根固め・松杭	
		荷揚場	45		北側
			46		南側

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
本質的価値以外の諸要素	土地・地形・舗装	47	倉庫群	雨落ち側溝	
		48	敷地境界	土留壁（西面・三居稲荷神社三方）	
	建造物	49	山居橋		
		50	小鶺鴒船覆屋		
		工作物	51	三居稲荷神社	幟立て
	52			北面石段	
	庭・緑地・樹木	53	敷地境界	柵（敷地北端）	
		54	藤棚（事務所棟西面）		
		55	小鶺鴒船		
		56	実生木		
		個別樹木	57		イチョウ（5号棟-6号棟間）
			58		フジ・マツ（事務所棟西面）
			59		スギ（事務所棟西面）
			60		アオギリ（研究室西面）
			61		マツ（板倉西面）
		62	緑地公園	樹木（マツ）	
		63	倉庫群	倉庫番号看板	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
付加・整備された諸要素	土地・地形・舗装	64	舗装		
		65	観光駐車場		
		66	遊歩道（石畳）		
		67	12号棟脇石張り舗装		
		68	緑地公園	遊歩道	
		建造物	69	みどりの里山居館	
			70	駐輪場・喫煙所	
			71	公衆便所	
	工作物	新井田川手摺	72		木製
			73		鋼製
		74	敷地境界	フェンス	
		75	百葉箱		
	庭・緑地・樹木	76	緑地公園	芝地	
		生垣	77		西面石垣上
			78		東面護岸上
	看板・サイン	看板・サイン	79		施設看板
			80		解説板
			81		保存樹表示板
			82		誘導看板
			83		観光マップ・観光案内
			84		デジタルサイネージ
			85		顔出しパネル
			86		注意喚起板
			87		危険物標識
			88		街区表示板
			89		埋設標識（ケーブル埋設・敷地境界杭等）

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素	便益設備	90	自動販売機	
		91	12号棟脇手摺・車止め	
		92	車止め	1号棟脇
		93		12号棟脇
		94	オープンテラス	デッキ
		95		テーブル・ベンチ
		96	ベンチ	石造
		97		木造
		98	緑地公園	ベンチ（樹脂製）
	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯（山居橋袂）
		100		夜間照明・ライトアップ用照明
		101		制御盤
	機械設備	102	室外機械類	クーリングタワー
		103		エアコン室外機
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ
		105		灯油タンク
	防災設備	106	消火栓	
107		消火器具置場		

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣
		110		護岸根固め・松杭
		111		石段
	看板・サイン	112	道路誘導標識	
	便益施設	113	バス停	
	電気・照明設備	114	電気・照明器具	引込柱

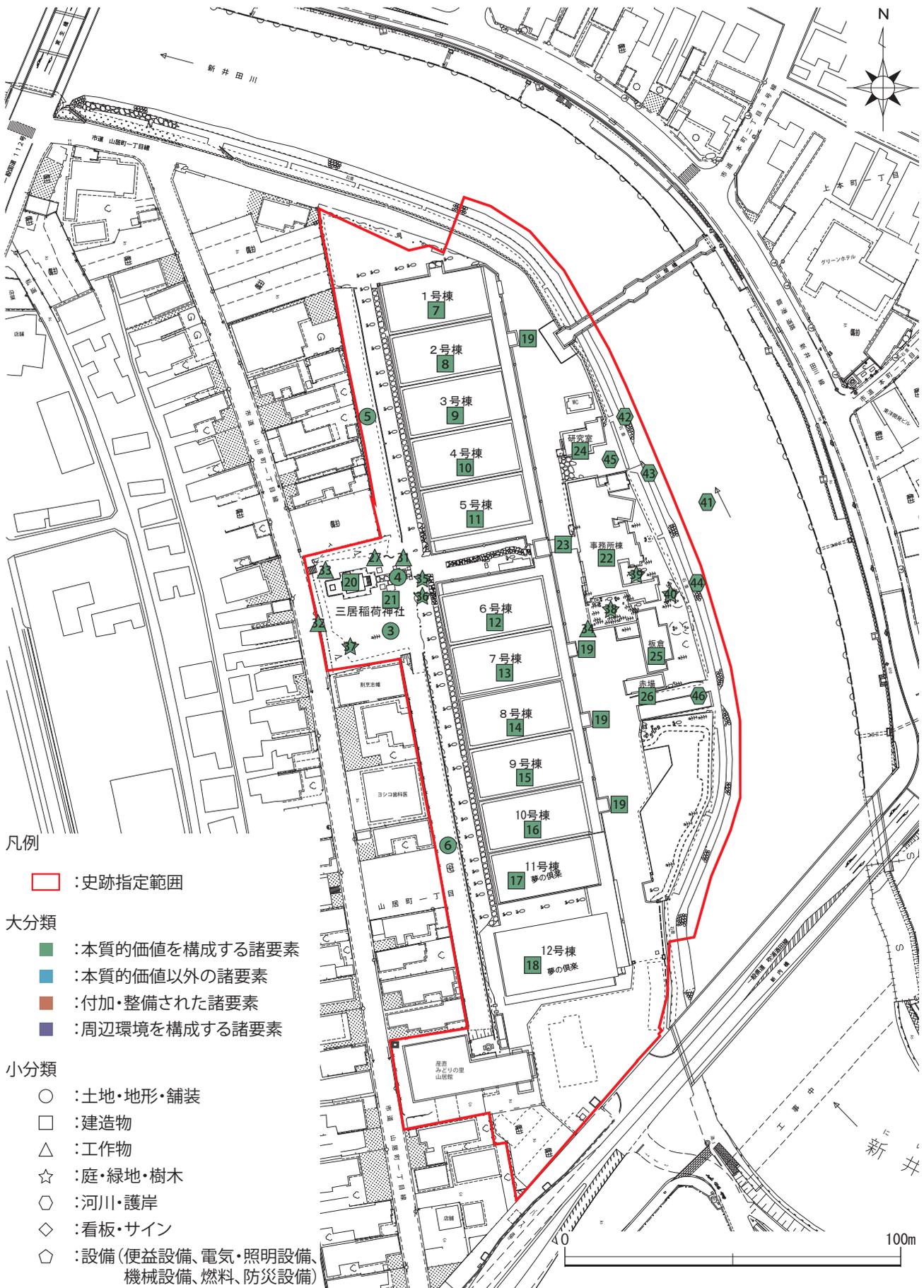


図3-1 本質的価値を構成する諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（本質的価値を構成する諸要素）

写真	No. 大項目／小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	
	構成要素の現状	構成要素の保存・活用の課題
	1 土地	
	<p>山居倉庫の創建当初、約3.6mの土盛りが行われたとされ、発掘調査により証明されている。</p> <p>倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらわし主体とする。</p>	<p>表土あらわしの範囲はエロージョン（表土流出）による地形の変化に注意する。</p>
	2 地下遺構	
	<p>敷地内建物の変遷に伴い、地下に前身建物の地下遺構が残されている。一部発掘調査を実施した。</p>	<p>土盛りの痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。</p>
	3 三居稲荷神社／境内（土地）	
	<p>境内の過半は雑草地となる。</p>	<p>松かさ、松葉の落下が著しい。建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐食を招く恐れがある。</p>
	4 三居稲荷神社／参道	
	<p>両側面を縁石とし、参道面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。</p>	<p>課題は見受けられない。</p>
	5 西面石垣／北側（空積）	
	<p>史跡の当初土盛りを示す遺構。空積のため、旧来の仕様を示すものと考えられる。</p>	<p>石積に乱れが生じている。</p>

	6 西面石垣／北側（練積）	
<p>史跡の当初土盛りを示す遺構。練積のため、後年の改修が窺える。</p>	<p>目地の抜け等は見受けられず、比較的稳定した状態と見受けられる。</p>	
	7 倉庫群／1号棟	
<p>明治28年建築。昭和60年以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開。本来の構造・意匠を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、展示什器を設置しており、文化財としての活用に配慮している。</p>	<p>現在、山居倉庫の文化財価値の解説は、原則として同施設内の展示が担っている。史跡の基本的価値を理解するためには有料施設への入館が必須であり、見学者全てが文化財価値を理解・享受できる状況にない。</p>	
	8 倉庫群／2号棟	
<p>明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面及び妻面開口部に断熱材を吹き付ける。</p>	<p>現状は非公開となっているため、見学者・観光客が当該建物の文化財価値を理解・享受できる状況にない。内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。</p>	
	9 倉庫群／3号棟	
<p>明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネル）を施す。妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。</p>	<p>同上。</p>	
	10 倉庫群／4号棟	
<p>明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネル）を施す。内壁は合板張り（内部断熱材吹付の可能性有）。土台廻り、棟木周辺、妻面・妻面開口部等に断熱材を吹き付ける。</p>	<p>同上。</p>	
	11 倉庫群／5号棟	
<p>明治26年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。</p>	<p>同上。</p>	

	12 倉庫群／6号棟	
<p>明治26年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。</p>	<p>現状は非公開となっているため、見学者・観光客が当該建物の文化財価値を理解・享受できる状況にない。内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。</p>	
	13 倉庫群／7号棟	
<p>同上。</p>	<p>同上。</p>	
	14 倉庫群／8号棟	
<p>明治27年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。</p>	<p>同上。</p>	
	15 倉庫群／9号棟	
<p>同上。</p>	<p>同上。</p>	
	16 倉庫群／10号棟	
<p>明治27年建築。非公開。内部未使用(備品等が置かれる)。屋根面及び妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。</p>	<p>同上。</p>	
	17 倉庫群／11号棟	
<p>明治28年建築。平成16年以降、「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体は「ミュージアム華の館」、下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。本来の構造を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、構造補強や展示・販売の什器等の設置を行っている。</p>	<p>外観は史跡の歴史的景観に配慮した整備が行われるが、内部の活用方法は観光に特化しており、史跡における位置づけが理解し難い状況にある。</p>	

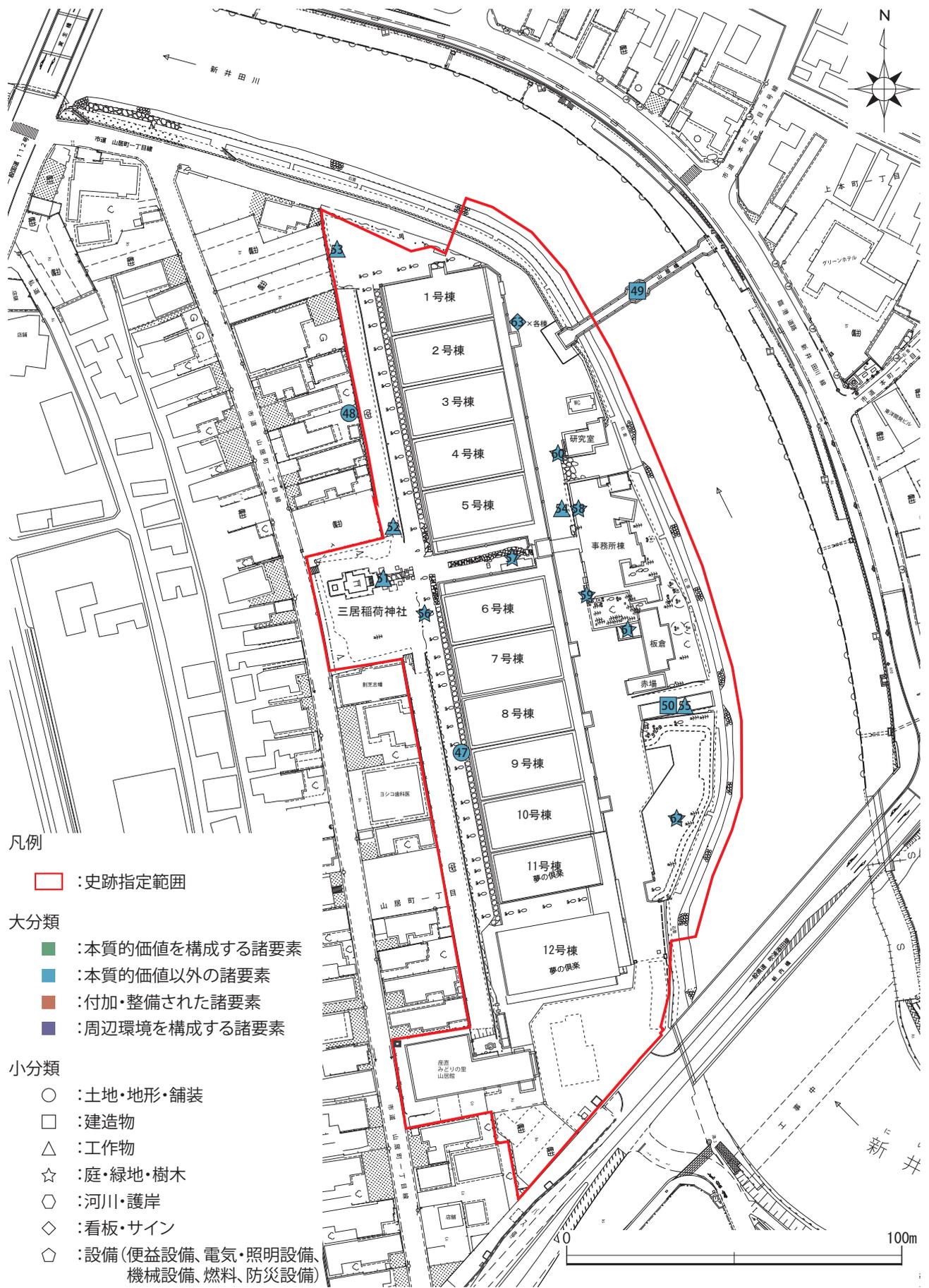
	<p>18 倉庫群 / 12号棟</p> <p>大正5年建築。平成16年以降、「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体はレストラン「芳香亭」、軽食販売店、便所、管理者事務所、下屋部分をお土産コーナー「幸の館」として活用する。本来の構造を見せながら、構造補強や店舗什器等の設置を行っている。</p> <p>外観は史跡の歴史的景観に配慮した整備が行われるが、内部の活用方法は観光に特化しており、史跡における位置づけが理解し難い状況にある。</p>
	<p>19 倉庫群 / 倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡</p> <p>かつて倉庫下屋（東面）に荷揚場と倉庫を繋ぐ渡り廊下が設けられていた。現状は、切断・撤去され倉庫側の一部が現存する。</p> <p>建物から大きく迫り出した状態で現存しており、木造としては柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等が懸念される。</p>
	<p>20 三居稲荷神社 / 社殿（本殿・拝殿）</p> <p>拝殿は明治27年（1894）建築、本殿は大正4年（1915）建築。本殿基壇は練石積。</p> <p>本殿基壇の目地材が一部失われている。拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の脚部付近に著しい腐食が確認される。</p>
	<p>21 三居稲荷神社 / 手水舎</p> <p>木造。参道南面に位置する。</p> <p>現状で著しい劣化等は確認できない。</p>
	<p>22 事務所棟</p> <p>明治26年当時の休憩室を主体に、昭和時代初期に至る増築を重ねた姿を残す。事務所・資料室をはじめ、各所に改修の形跡も見て取れるが、全体として山居倉庫の管理を担った事務所建築が良好な状態で保存されている。</p> <p>現状は非公開となっているため、見学者・観光客が文化財価値を理解・享受できる状況にない。内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。</p>
	<p>23 事務所棟 - 倉庫渡り廊下</p> <p>木造。事務所棟正面と倉庫（5号棟 - 6号棟間）を繋ぐ。下部を車両が通行するため、中間には柱が立たない。</p> <p>木造としては柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等に注意を要する。雨樋が切れている範囲がある。</p>

	<p>24 東宮殿下行啓記念研究室</p> <p>前身建物は大正15年に平屋建てで建築、昭和9年に現木造二階建ての研究室が建築された。 外壁は一階が下見板張り、二階がモルタル吹付とする。内部は床：縁甲板張り、壁・天井：漆喰塗りなど洋風意匠でまとめられている。</p> <p>春～秋にかけて新井田川護岸のツタが、当該建物の二階外壁や軒に繁茂する。隙間・亀裂等を広げる恐れがある。内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。 活用の用途に応じた設備改修が求められる。</p>
	<p>25 板倉</p> <p>木造平屋建。事務所棟南側に位置する。北側を物置、南側を車庫として用いる。明治時代後期までに2棟あったが、大正時代前期に1棟が失われた。</p> <p>車庫の範囲に改造の形跡が見られる。車庫部分の外観（シャッター）が史跡の歴史的景観に配慮されていない。（車庫部分を除いて）軒樋が無いため外壁縦板張りの下部に腐食が見受けられる。背面下屋の外壁波板金属板に錆が見受けられる。建物の用途・価値に関する解説が行われていない。</p>
	<p>26 赤場</p> <p>木造平屋建。板倉の南側に位置する。昭和時代初期までに建築されたもので、当初は物置などの用途であった。現状は西側下屋に土間・流しを配し、本屋は西側が板床の上に莫座敷、東側は背面から用いる土間の物置とする。</p> <p>経年劣化が見受けられる（屋根金属板葺の錆や波打ちが確認できる）。軒樋が無いため外壁縦板張りの下部に腐食が見受けられる。 建物の用途・価値に関する解説が行われていない。</p>
	<p>27 三居稲荷神社／鳥居</p> <p>鉄筋コンクリート製、人造石塗り洗い出し仕上げ。</p> <p>現状で著しい劣化等は確認できない。</p>
	<p>28 三居稲荷神社／社標</p> <p>参道北脇に位置する。石造。石柱と丸鋼による柵で囲まれる。 「三居稲荷神社」 「御大典記念 昭和三年十一月十日」 「伯爵酒井忠良謹書」 「石工齋藤多市刻」</p> <p>周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。</p>
	<p>29 三居稲荷神社／燈籠 1</p> <p>最東側に位置する。2基1組。石造。 「大正十三年四月吉日」</p> <p>地震等による倒壊が懸念される。局所的な角欠が見られる。</p>

	<p>30 三居稲荷神社／燈籠2</p> <p>鳥居西側に位置する。2基1組。石造。</p> <p>地震等による倒壊が懸念される。局所的な角欠が見られる。基礎部に乱れが見られる。</p>
	<p>31 三居稲荷神社／燈籠3</p> <p>最西側に位置する。2基1組。石造。</p> <p>地震等による倒壊が懸念される。局所的な角欠が見られる。</p>
	<p>32 三居稲荷神社／玉垣</p> <p>境内西面の敷地境界に鉄筋コンクリート製（親柱のみ人造石塗り洗い出し仕上げ）の玉垣が設置される。</p> <p>鉄筋の錆膨張による爆裂が各所に見られ、破片の落下等が懸念される。</p>
	<p>33 三居稲荷神社／西面石段</p> <p>神社境内の西面北端に設けられた石段。市道山居町一丁目線との昇降に用いる。両脇袖壁は敷地境界の土留壁と一体で、階段部のみ石造とする。</p> <p>石段上面の摩耗、角欠等が見られるが、機能は担保されている。</p>
	<p>34 事務所棟／庭板塀</p> <p>事務所棟（和室）南庭園を囲う板塀。鉄筋コンクリート柱に木造の屋根・外壁を施す。</p> <p>各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱の鉄筋錆膨張による爆裂）が見られる。</p>
	<p>35 ケヤキ並木／ケヤキ</p> <p>夏の高温防止のため、倉庫南面に配したものの。1号棟から11号棟を「コ」の字に囲う。</p> <p>根茎が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の状態にある。強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる（看板による注意喚起を行っている）。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>

	<p>36 ケヤキ並木／切株</p> <p>枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。</p>	<p>比較的大きなケヤキの切株が多く伐根が困難な状況にある。</p>
	<p>37 三居稲荷神社／境内樹木（マツ）</p> <p>境内の周囲にマツ林が形成される。</p>	<p>松かさ、松葉の落下が著しい。建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐食を招く恐れがある。</p>
	<p>38 事務所棟／和室南庭園</p> <p>事務所棟（和室）南に位置する板塀に囲まれた庭園。芝庭、樹形が整えられたマツで構成される。</p>	<p>松かさ、松葉の落下が著しい。雑草の繁茂が見られる。</p>
	<p>39 事務所棟／和室東中庭</p> <p>事務所棟（和室）東側に位置する。苔庭、モミジ等の植栽で庭園としての体裁を整える。</p>	<p>庭園内の落葉、裏庭の松葉の堆積や吹き溜まりが見られる。周辺樹木の樹高が大きく、建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐食を招く恐れがある。</p>
	<p>40 三居稲荷神社／裏庭</p> <p>事務所棟東側に位置する。新井田川に沿って生垣を配し、マツの大木を主体とする。一部に飛石を配する。</p>	<p>松かさ、松葉の落下が著しい。マツの樹高が大きく、建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐食を招く恐れがある。雑草の繁茂が見られる。</p>
	<p>41 新井田川</p> <p>山形県が管理する二級河川。史跡地側（左岸）の護岸は酒田市の管理、対岸（右岸）は港湾管理となる。</p>	<p>敷地から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能であるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入制限が必要である。</p>

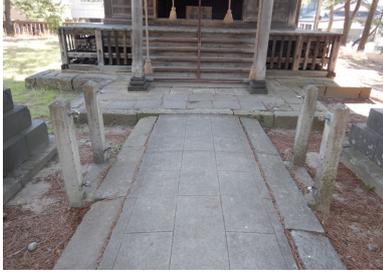
	<p>42 新井田川護岸／法面石垣</p>	
<p>研究室東面から北側(実生橋南袂まで)は、法面石垣が旧来の状態で残されている。</p>	<p>ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。法面石垣の現状(劣化状況)が把握されていない。</p>	
	<p>43 新井田川護岸／法面石垣(モルタル補修済)</p>	
<p>研究室東面から南側(新内橋南袂まで)は、法面がモルタルによって補修が行われている。</p>	<p>旧来の法面石垣が見られない。ツタや雑草が繁茂する。</p>	
	<p>44 新井田川護岸／護岸根固め・松杭</p>	
<p>護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態に残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。</p>	<p>松杭上端に腐食が見られる(下部は未確認)。</p>	
	<p>45 荷揚場／北側</p>	
<p>新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷揚場跡。現在はバリケードによって立ち入り制限を行っている。</p>	<p>敷地から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能であるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入制限が必要である。</p>	
	<p>46 荷揚場／南側</p>	
<p>南側荷揚場には小鵜飼船・覆屋が設置される。</p>	<p>傾斜路側面の石垣に乱れが生じている。</p>	



- 凡例
- : 史跡指定範囲
- 大分類
- : 本質的価値を構成する諸要素
 - : 本質的価値以外の諸要素
 - : 付加・整備された諸要素
 - : 周辺環境を構成する諸要素
- 小分類
- : 土地・地形・舗装
 - : 建造物
 - △ : 工作物
 - ☆ : 庭・緑地・樹木
 - ◇ : 河川・護岸
 - ◇ : 看板・サイン
 - ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

図 3-2 本質的価値以外の諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（本質的価値以外の諸要素）

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	47 倉庫群/雨落ち側溝	48 敷地境界/土留壁（西面・三居稲荷神社三方）
写真		
構成要素の現状	各倉庫間はモルタル開渠、箇所により巾や深さの仕様が異なる。その他はコンクリート製蓋付側溝。屋根面の雨水は雨樋で集水し、側溝へ流す。	指定地西面北端から三居稲荷神社までの敷地境界に設置される。コンクリート製。
構成要素の保存・活用の課題	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等が無いよう清掃の徹底が必要である。	運用上の課題は見受けられない。
49 山居橋	50 小鵜飼船覆屋	51 三居稲荷神社/幟立て
		
指定地と新井田川対岸を繋ぐ歩道橋。昭和34年（1959）まで同位置に木橋が架かり、平成5年（1993）に現在の鋼桁木装橋（ヒバ）が建造された。	小鵜飼船を保護する覆屋。	参道両脇に2本2組（合計4本）設置。鉄筋コンクリートの柱にステンレス製の幟立て金具を設ける。
木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐食する恐れが生じている。	覆屋に劣化（床組材の腐蝕、屋根の波打ち等）が見られる。	運用上の課題は見受けられない。
52 三居稲荷神社/北面石段	53 敷地境界/柵（敷地北端）	54 藤棚（事務所棟西面）
		
神社境内の北面東端に設けられた石段。両脇袖壁等は無く、傾斜地に割石が段状に並べられる。	1号棟北側・史跡指定地境界に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による柵が設置される。	藤棚の柱はコンクリート製、棚は鉄骨製。
西面石垣石垣を見学する際、傾斜地の昇降が必要となるが、現状の石段では機能性・安全性が保たれていない。	各所に錆が見受けられる。	鉄骨製の棚に錆が見受けられる。

<p>55 小鵜飼船</p>	<p>56 実生木</p>	<p>57 個別樹木／イチヨウ(5号棟 - 6号棟間)</p>
		
<p>最上川舟運において物資輸送を行った船（復元）が南側荷揚場に屋外展示される。</p>	<p>ケヤキ並木等に実生木が点在する。</p>	<p>5号棟 - 6号棟の間に立つ。</p>
<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>実生木について取扱が定まっていない。</p>	<p>植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>
<p>58 個別樹木／フジ・マツ（事務所棟西面）</p>	<p>59 個別樹木／スギ（事務所棟西面）</p>	<p>60 個別樹木／アオギリ（研究室西面）</p>
		
<p>事務所棟西面に立つ。</p>	<p>事務所棟西面南端に立つ。幹が事務所棟の便所屋根と干渉する。</p>	<p>研究室西面南端に立つ。</p>
<p>植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>	<p>植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>	<p>植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>
<p>61 個別樹木／マツ（板倉西面）</p>	<p>62 緑地公園／樹木（マツ）</p>	<p>63 倉庫群／倉庫番号看板</p>
		
<p>研究室西面南端に立つ。</p>	<p>緑地公園内の樹木。マツが中心となる。</p>	<p>角倉庫の東面に設置される番号札。鉄板に番号が塗装される。</p>
<p>植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。</p>	<p>松かさ、松葉の落下が著しい。</p>	<p>各所に錆が見受けられる。</p>

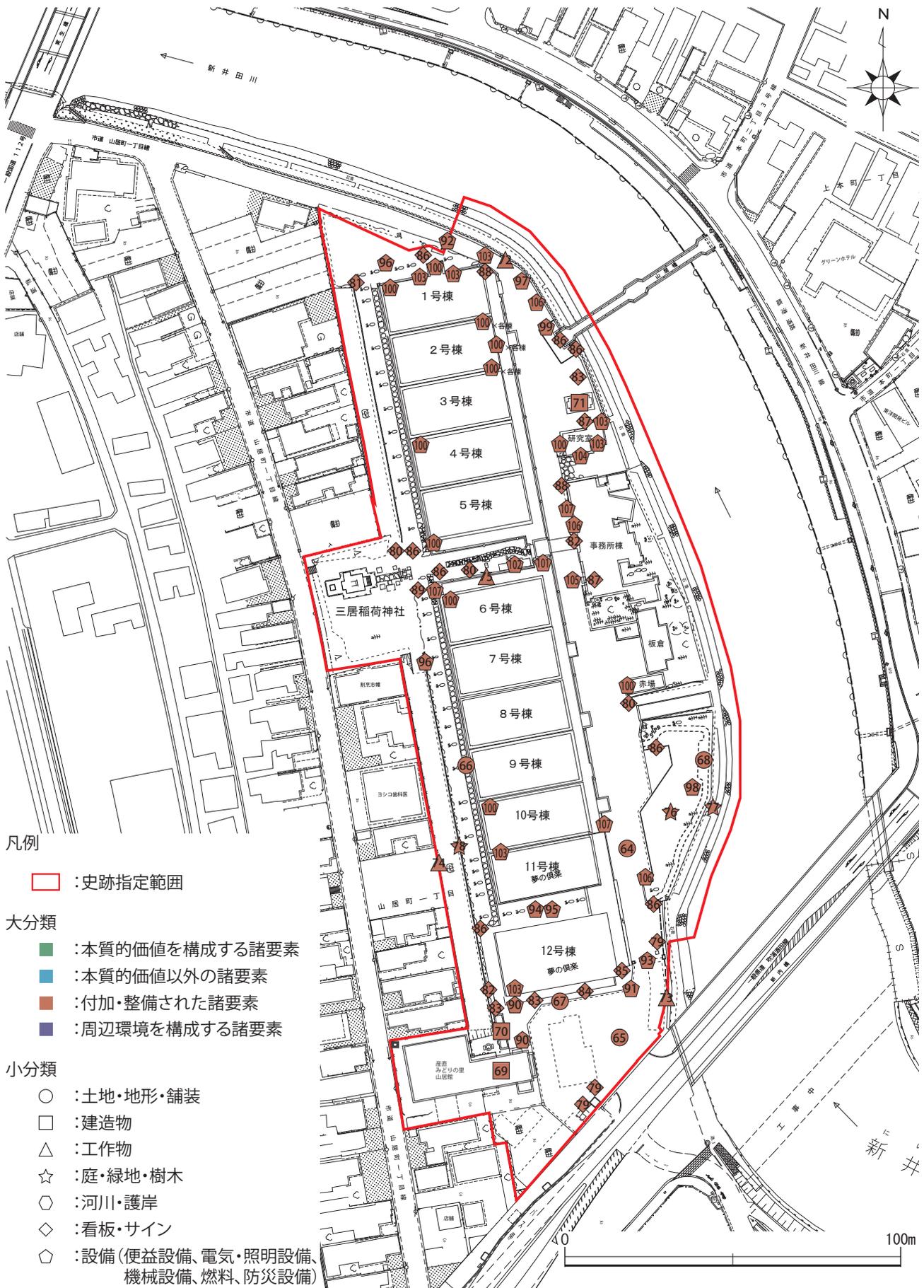


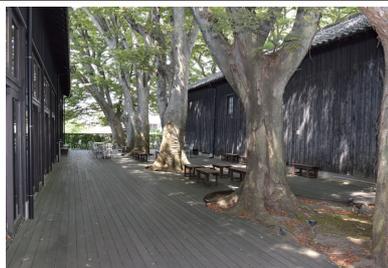
図 3-3 付加・整備された諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（整備・付加された諸要素）

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	64 舗装	65 観光駐車場
写真		
構成要素の現状	倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらかわし主体とする。	史跡南端に整備された観光用駐車場。アスファルト舗装。誘導員が配置される。
構成要素の保存・活用の課題	史跡の歴史的景観の保全に向けて、アスファルト舗装の是非について検討が求められる。	曜日、日時によって混雑が見られる。
66 遊歩道（石畳）	67 12号棟脇石張り舗装	68 緑地公園／遊歩道
		
観光客の増加に伴って、ケヤキ並木の根茎保護のために設置された。	12号棟への導入路として、南東面に石張り舗装が施される。	緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。
山居倉庫を代表する景観の一部として認知されているが、歴史的根拠に従った整備ではない。史跡価値の理解に対して誤解が生じている可能性もある。	石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではない。史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性もある。	運用上の課題は見受けられない。
69 みどりの里山居館	70 駐輪場・喫煙所	71 公衆便所
		
農産物直売所。野菜、果物、生産者手作りの加工品、惣菜等を販売する。	木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。	研究室北側に設置される。木造瓦葺。外壁縦板張り。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。
史跡指定以前に建築されたもので、史跡の歴史的景観に配慮されていない。	運用上の課題は見受けられない。	運用上の課題は見受けられない。

<p>72 新井田川手摺／木製</p> 	<p>73 新井田川手摺／鋼製</p> 	<p>74 敷地境界／フェンス</p> 
<p>研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。</p> <p>木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐食する恐れが生じている。</p>	<p>新内橋袂から史跡地生垣までの間、新井田川沿いに設置される。一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡の歴史的景観に配慮する。</p> <p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>史跡指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）に設置される。</p> <p>三居稻荷神社南側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。修景等に向けて隣地所有者との協議が必要となる。</p>
<p>75 百葉箱</p> 	<p>76 緑地公園／芝生</p> 	<p>77 生垣／西面石垣上</p> 
<p>木製。気象観測のために設置。測機器を日射から遮蔽するとともに雨や雪から保護するための装置。</p> <p>木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐食する恐れが生じている。</p>	<p>緑地公園の地表面を覆う。</p> <p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>隣地境界との目隠しを担う。</p> <p>成育にばらつきがあり、枝葉に隙間があり機能を満たしていない範囲が点在する。</p>
<p>78 生垣／東面護岸上</p> 	<p>79 看板・サイン／施設看板</p> 	<p>80 看板・サイン／解説板</p> 
<p>石垣からの転落防止を担う。</p> <p>成育にばらつきがあり、枝葉に隙間があり機能を満たしていない範囲が点在する。</p>	<p>「山居倉庫」看板はコンクリート製、「酒田夢の倶楽」「山居館」はスチール製。このほか、建物の壁面に施設名称、入館案内等が設置される。</p> <p>史跡指定以前に設置されたもので、史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>木製。建物や構成要素に関する解説が行われている。</p> <p>文化財解説は庄内米歴史資料館で行われる。屋外の解説板は局所的なものに留まり、全体的な計画性に乏しく、史跡の価値を十分に説明できていない。</p>

<p>81 看板・サイン／保存樹表示板</p>	<p>82 看板・サイン／誘導看板</p>	<p>83 看板・サイン／観光マップ・観光案内</p>
		
<p>ステンレス製。酒田市樹木等の保存に関する要綱にもとづいた保存樹指定を示す看板。</p>	<p>木製。ペンキの文字・矢印で敷地内の誘導を行う。このほか、建物壁面に庄内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤキ並木等への誘導看板が設置される。</p>	<p>木製。12号棟南側、山居橋袂に観光マップが2箇所、駐輪場北側に観光案内が1箇所設置。周辺の地図及び観光地を示す。</p>
<p>板面に劣化が見られる。</p>	<p>ペンキが劣化し、文字・矢印が認識できないものがある。</p>	<p>12号棟南側の観光マップと駐輪場北側に観光案内が直近にあり、内容が重複している。</p>
<p>83 看板・サイン／デジタルサイネージ</p>	<p>85 看板・サイン／顔出しパネル</p>	<p>86 看板・サイン／注意喚起板</p>
		
<p>スチール製。12号棟南面に設置されたデジタルサイネージ。</p>	<p>スチール製。12号棟南面に設置。酒田市公認マスコットキャラクターの顔出しパネル。来場記念撮影用。</p>	<p>強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同行の禁止、山居橋の通行規則（以上：木製）、駐車禁止区画、通行止（以上：鋼製）等に関する注意喚起を示す。</p>
<p>活用されていない。</p>	<p>史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>文化財の保存・活用に関するもの、施設の管理・運営に関するものが混在している。継続的な設置が必要なもの、不要となるものの整理が必要である。</p>
<p>87 看板・サイン／危険物標識</p>	<p>88 看板・サイン／街区表示板</p>	<p>89 看板・サイン／埋設標識（ケーブル埋設・敷地境界杭等）</p>
		
<p>スチール製。事務所棟西面、研究室北面に設置。消防法にもとづく少量危険物貯蔵取扱所の表示板。</p>	<p>スチール製。1号棟北東隅、事務所棟前藤棚に設置。住居表示に関する法律にもとづき市が設置。</p>	<p>ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界杭が設置される。</p>
<p>史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>材料や塗装に劣化が見られる。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>

90 自動販売機	91 12号棟脇手摺・車止め	92 車止め／1号棟脇
		
<p>12号棟南側、みどりの里山居館北側に設置。</p>	<p>12号棟「夢の倶楽」への導入路として、南東面に石張り舗装が施され、脇にステンレス製の手摺及び車止めが設置される。</p>	<p>木製柱及びスチールパイプ製車止めチェーン式。</p>
<p>12号棟南側は史跡の歴史的景観に配慮した色調である。みどりの里山居館北側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。設置管理者との協議が必要。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>
93 車止め／12号棟脇	94 オープンテラス／デッキ	95 オープンテラス／テーブル・ベンチ
		
<p>ステンレス製。チェーン式。</p>	<p>11号棟と12号棟の間に位置するケヤキ並木を利用したオープンテラス。デッキの色調は史跡の歴史的景観に配慮されている。</p>	<p>木製ベンチは史跡の歴史的景観に配慮されている。アルミ製のテーブル・椅子は配慮に欠けるが、耐候性に考慮したものとなっている。</p>
<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>
96 ベンチ／石造	97 ベンチ／木造	98 緑地公園／ベンチ（樹脂製）
		
<p>三居稻荷神社東側、1号棟北側等に巨大な切石が置かれ、ベンチとして用いられる。</p>	<p>1号棟東面（山居橋袂）に木製ベンチが設置される。</p>	<p>緑地公園内に設置された樹脂製のベンチ。</p>
<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>

<p>99 電気・照明器具／街灯（山居橋袂）</p>	<p>100 電気・照明器具／夜間照明・ライトアップ用照明</p>	<p>101 電気・照明器具／制御盤</p>
		
<p>山居橋の袂に設置される街灯。基礎石に木製柱。2基1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と調和を図ったデザインによる。</p>	<p>建物外壁等に夜間照明、ライトアップ用の照明器具が設置される。</p>	<p>6号棟北側に設置。倉庫群外部照明器具の制御盤。外壁に色調を合わせ、史跡の歴史的景観に配慮する。</p>
<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>	<p>運用上の課題は見受けられない。</p>
<p>102 室外機械類／クーリングタワー</p>	<p>103 室外機械類／エアコン室外機</p>	<p>104 燃料置場／プロパンガスボンベ</p>
		
<p>6号棟北側に設置。倉庫冷房機の冷却を担う。</p>	<p>活用に応じて、各建物の外部にエアコン室外機が設置される。地表面に直置きするものと、建物に壁付けされるものがある。</p>	<p>研究室の燃料として使用される。建物外部に直置きとする。</p>
<p>史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>人目に付く場所のものは史跡の歴史的景観に配慮した色調や木箱で覆う等の修景を施すが、一部の室外機が史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>
<p>105 燃料置場／灯油タンク</p>	<p>106 水道管・消火栓</p>	<p>107 消火器具置場</p>
		
<p>事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。</p>	<p>地上式消火栓が3つ所在する。敷地内に個人所有管が埋設される。</p>	<p>必要に応じた箇所に木製・赤色の箱を設け、消火器具（消火器、消火用バケツ等）を納める。</p>
<p>史跡の歴史的景観に配慮されていない。</p>	<p>普通铸铁管が老朽化している可能性がある。敷地内と周辺地域の配水管がループ化されている。水需容量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要。</p>	<p>一部の消火器が市販の消火器ボックスに入っており、史跡の歴史的景観への配慮が不足している。</p>

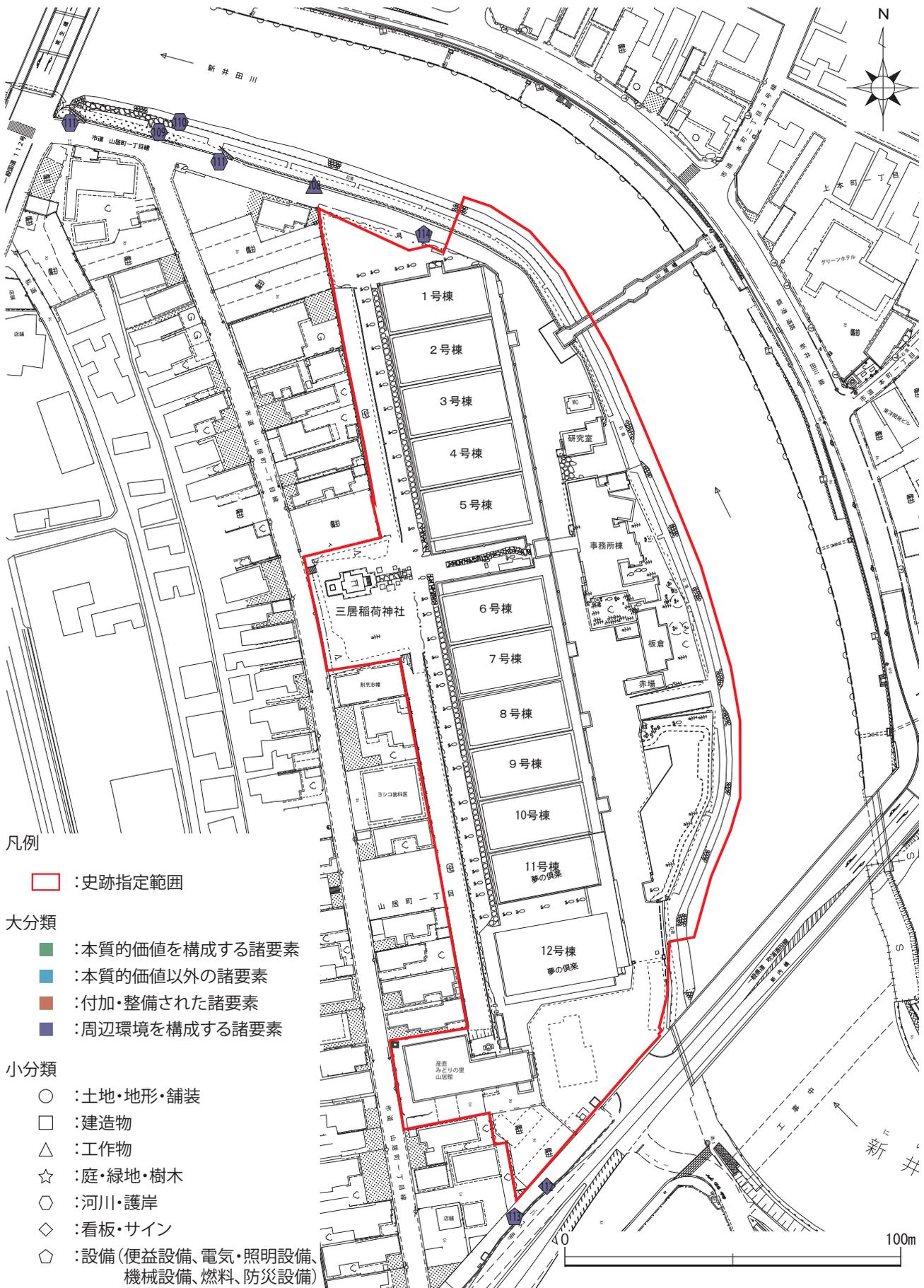


図3-4 周辺環境を構成する諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（周辺環境を構成する諸要素）

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	108 新井田川手摺/木製	109 新井田川護岸/法面石垣
写真		
構成要素の現状	研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。	研究室東面から北側（実生橋まで）は、法面石垣が旧来の状態で残されている。
構成要素の保存・活用の課題	木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐食する恐れが生じている。	ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。法面石垣の現状（劣化状況）が把握されていない。
110 新井田川護岸/護岸根固め・松杭	111 新井田川護岸/石段	112 道路誘導標識
		
護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態が残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。	市道山居町一丁目線と新井田川河川敷を繋ぐ石段。史跡指定地外。	観光駐車場の前面道路に設置される。
松杭上端に腐食が見られる（下部は未確認）。	雑草の繁茂が見られる。	運用上の課題は見受けられない。
113 バス停	114 電気・照明器具/引込柱	
		
山居倉庫最寄りのバス停。	コンクリート製電力引込柱。	
運用上の課題は見受けられない。但し、道路向かいの駅前方面のバス停は史跡への配慮が見られる一方、敷地側のバス停は簡素なものとなっている。	運用上の課題は見受けられない。	